

令和7年度 税制改正 所得税 ～所得税の基礎控除の引上げ等～

令和7年度税制改正が行われました。その改正内容のうち、所得税の基礎控除の引上げ等の概要についてお知らせいたします。改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます（令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。）。

1 基礎控除の見直し

基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対処するために、所得税の基礎控除額が改正前の最高48万円から**最高58万円に引き上げ**られます。所得に応じた基礎控除は次の通りです。

本人の合計所得金額	基礎控除
2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

※ なお、個人住民税の基礎控除額（最高43万円）は据え置かれます。

<適用時期>この改正は、令和7年分以後の所得税について適用されます。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用されます。この改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。）の支払者から還付等をするための措置も講じられます。

2 基礎控除の特例

年収に応じて基礎控除の額を加算する基礎控除の特例が創設されます。令和7年分と令和8年分の2年間に限り、合計所得金額655万円以下の者の基礎控除の額は年収別に4段階の加算額とされます。基礎控除の額58万円にそれぞれ上乗せされます。この改正により、所得税の非課税枠は改正前の年収103万円から、合計所得金額132万円以下の95万円に給与所得控除の額65万円を足した年収160万円まで引き上げられます。なお、合計所得金額132万円以下の基礎控除の額を加算（37万円）は恒久的措置ですが、合計所得金額132万円超から655万円以下の層の加算（30万円・10万円・5万円）は、令和7年分及び令和8年分の時限措置となります。基礎控除の額の合計額は次の通りです。

合計所得金額	控除加算額（58万円に上乗せ）	控除額
① 132万円以下	+ 37万円	95万円
② 132万円超 336万円以下	+ 30万円	88万円
③ 336万円超 489万円以下	+ 10万円	68万円
④ 489万円超 655万円以下	+ 5万円	63万円
⑤ 655万円超 2,350万円以下	+ 加算なし	58万円

※ ①の上乗せは恒久措置。※ ②、③、④の上乗せは令和7年分及び令和8年分の時限措置

～参考～基礎控除の特例の対象を給与収入でみた場合、①は給与収入200万円相当以下 ②は200万円相当～475万円相当以下 ③は475万円相当～665万円相当以下 ④は665万円相当～850万円相当以下 が該当します。

<適用時期>この改正は、令和7年12月1日施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

～【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】～

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。また、令和7年分の公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。）の源泉徴収事務においては、令和7年12月の支払の際に、改正後の一定の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の一定の基礎控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行います。

3 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が適用される収入の者の場合、収入が増えても控除額は増加しない構造のため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額が改正前の55万円から**65万円**に10万円引き上げられます。また、この見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表等について所要の措置が講じられます。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5千円以下	65万円	55万円
162万5千円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

（注）給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

なお、個人住民税についても、給与所得控除の55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

<適用時期>この改正は、令和7年分以後の所得税について適用されます。なお、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます。

～【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】～

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

～上記の見直しに伴う所要の措置～

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を58万円以下（改正前：48万円以下）に引き上げられます。
- ② ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を58万円以下（改正前：48万円以下）に引き上げられます。
- ③ 勤労学生の合計所得金額要件を85万円以下（改正前：75万円以下）に引き上げる。④ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を65万円（改正前：55万円）に引き上げられます。⑤ その他所要の措置が講じられます。（注）上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用されます。